

日本心臓リハビリテーション学会財務委員会内規

平成 31 年 3 月 30 日制定 平成 31 年 4 月 日理事会承認

第 1 条（設置）定款第 3 条の目的を達成するために定款第 57 条に基づき、本会に日本心臓リハビリテーション学会財務委員会（以下「本委員会」という）を置く。

第 2 条（目的）本委員会は、日本心臓リハビリテーション学会の、財務に関するあらゆる事柄について、協議・検討をして、理事会に上申する機関とする。

第 3 条（組織）本委員会は、委員長 1 名、副委員長 1 名、委員若干名を以て組織する。ただし、副委員長は理事会の承認の下で複数人とすることができます。また、委員長が必要と認めた場合、協力員を置くことができる。

第 4 条（委員）委員長は理事とする。委員は、委員長が指名し、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。委員長の任期は理事の任期とし、各委員の任期もこれに従う。但し再任を妨げない。委員長、委員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお その職務を行う。

第 5 条（委員会）本委員会は委員長が招集し、議長となる。但し委員長に事故がある場合は、副委員長がその任に当たる。本委員会の審議事項は、理事会に報告し、承認を得なければならぬ。委員会開催の都度、議事録を作成し、これを事務局にて 10 年間保存する。委員長が必要と認めた場合、委員以外の者にオブザーバーとして出席を要請し、意見を求めることができる。なお、本委員会の目的を達成するために、若干数の小委員会やワーキンググループを組織し、各々に組織の長および委員を置くことができる。

第 6 条（業務）本委員会は、第 2 条の目的達成のために、予算原案の作成と検証、年次学術集会の予算編成と執行状況の確認、学会財産の運用方法についての検討、その他の財務に必要な業務を行う。

第 7 条（計画・予算）委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、当該年度開始前に理事会に諮らなければならない。

第 8 条（決議）委員会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する委員を除く委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 9 条（報告）委員長は、任期終了時においては、任期中の活動報告を理事会に提出し、次期 委員会へ引き継がなければならない。

第 10 条（改廃）この内規の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則 この内規は、令和 1 年 5 月 1 日より施行する